

○名寄市総合計画策定審議会条例

平成18年6月5日条例第225号

(設置)

**第1条** 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員100人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、総合計画の答申をもって満了する。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(専門部会)

**第7条** 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会の会議は、原則として、これを公開する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○名寄市総合計画策定審議会条例施行規則

平成18年7月26日規則第211号

改正 平成19年3月26日規則第15号

(趣旨)

**第1条** この規則は、名寄市総合計画策定審議会条例（平成18年名寄市条例第225号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

**第2条** 名寄市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。
- 3 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
- 8 専門部会の会議は、部会長が招集する。
- 9 専門部会は、部会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 10 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(合同専門部会)

**第3条** 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を設置することができる。

(事務局の設置)

**第4条** 審議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は名寄庁舎担当副市長が担当する。

(事務局の組織)

**第5条** 事務局は、専門部会にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各部局が、その事務を担当する。

- 2 前項の各部門に主幹及び副主幹を置く。

3 主幹は、主要担当部長職をもって充て、副主幹は、その他の部長職又は主要担当次長職をもって充てる。

4 各専門部会の会議の庶務は、主要担当部の次長又は主管課長が行う。

(所掌事務)

**第6条** 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



名 企 企 第 1 0 4 号  
平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

名 寄 市 総 合 計 画 策 定 審 議 会 会 長 様

名 寄 市 長 加 藤 剛 士

第 2 次 の 名 寄 市 総 合 計 画 の 策 定 に つ い て ( 諮 問 )

本市は、旧風連町・旧名寄市の合併後最初の総合計画として平成 19 年 3 月に「新名寄市総合計画（第 1 次）」を策定し、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指して、まちづくりを進めてきていますが、この計画の期間が平成 28 年度をもって終了します。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした名寄市自治基本条例（平成 22 年条例第 1 号）において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定が義務付けられています。

これらのことから、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針となる第 2 次の総合計画の策定にあたり、名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年条例第 225 号）第 2 条の規定により、貴審議

会の意見を求めます。

## 資料 3

## 名寄市総合計画策定審議会 専門部会構成(案)

名寄市総合計画策定審議会条例第7条第1項及び同条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、審議会に設置する専門部会を次のとおりとする。

名寄市総合計画策定審議会条例施行規則第5条各項の規定に基づき、各専門部会の事務局の機構を次のとおりとする。

専門部会名	事務局	主 幹	副 主 幹	庶務担当
総務部会	総 務 部	総務部長	—	総務課長
市民生活環境部会	市 民 部 消 防 署	市民部長	消防署長	市民課長
保健医療福祉部会	健康福祉部 市立総合病院事務局	健康福祉部長	市立総合病院事務部長 健康福祉部次長 こども・高齢者支援室長	社会福祉課長
教育文化スポーツ部会	教育委員会教育部 市立大学事務局	教育部長	市立大学事務局長 教育部次長	学校教育課長
産業経済部会	経 済 部 農業委員会事務局	経済部長	営業戦略室長 農業委員会事務局長	農務課長
都市基盤整備部会	建設水道部	建設水道部長	上下水道室長	都市整備課長

資料 4

## 名寄市総合計画策定審議会 専門部会所属委員(案)

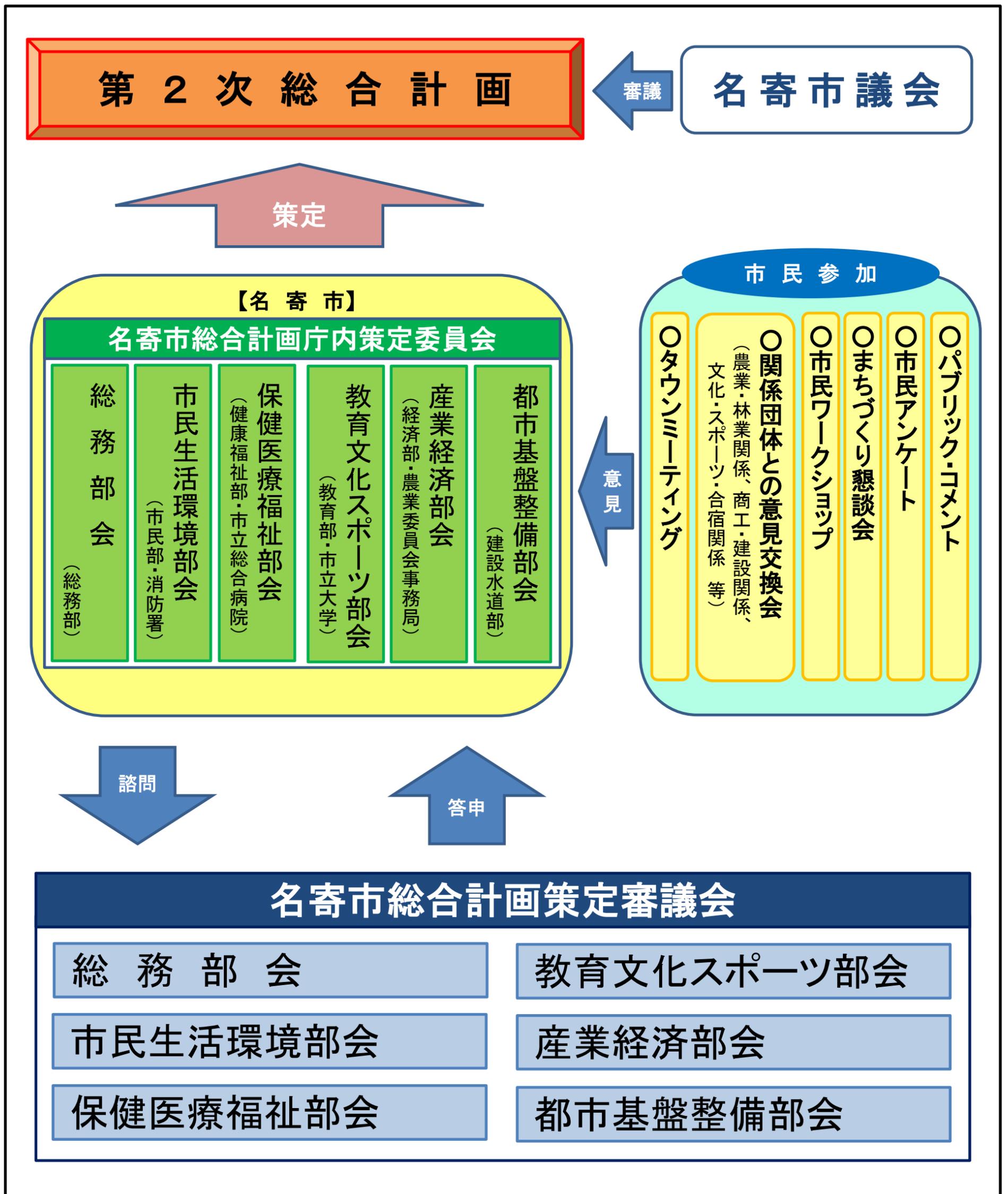
名寄市総合計画策定審議会条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、各専門部会に属すべき委員を指名する。

(五十音順、敬称略)

総務部会	市民生活環境部会	保健医療福祉部会	教育文化スポーツ部会	産業経済部会	都市基盤整備部会
審議会 会長	泉 谷 真由美	姉 崎 久 志	石 川 貴 彦	石 垣 久 子	大 野 洋 子
同上副会長	伊 東 亜希子	石 王 和 行	熊 谷 守	今 井 利 憲	奥 山 省 一
同上副会長	梅 野 新	稲 場 英 紀	白 井 慶 子	扇 谷 茂 幸	長 内 和 明
市民生活環境部会長	大 平 和 典	忍 正 人	高 儀 日出男	大 沼 広 明	工 藤 慶 太
同上副部会長	荻 野 大 助	尾 針 真智子	土 肥 哲 哉	上 口 里 美	清 水 亮
同上副部会長	猿 谷 繁 明	佐久間 秀 智	早 川 正 一	清 水 功 裕	白 木 薫
保健医療福祉部会長	中 村 幸 尚	中 尾 朋 子	東 真佐恵	清水池 義 治	中 尾 公 一
同上副部会長	長谷川 良 雄	西 村 陽 子	宮 澤 好 輝	田 中 英 彰	中 館 孝 彰
同上副部会長	濱 谷 則 之	深 井 康 邦	室 資 祁子	野間井 照 之	松 前 衛
教育文化スポーツ部会長	山 上 瞳	三 谷 正 治	若 槻 五 郎	東 野 秀 樹	三 澤 久美子
同上副部会長				宮 崎 敬 市	
同上副部会長					
産業経済部会長					
同上副部会長					
同上副部会長					
都市基盤整備部会長					
同上副部会長					
同上副部会長					
高 木 信 行					
寺 尾 導 子					
—	10名	10名	10名	11名	10名

※審議会の会長、副会長及び総務部会を除く各専門部会の部会長、副部会長は総務部会にも属するものとする。

# 第2次総合計画検討体制



## 名寄市総合計画策定審議会の組織概要

- 1 目的 市長の諮問に応じて総合計画について審議し、その結果を市長に答申する。
- 2 組織機構 策定審議会の組織機構は次のとおり。

名寄市総合計画策定審議会						
<b>【構成】</b>		<b>【役員等】</b>				
学識経験者	5名	会長				1名
関係団体の代表者	41名	副会長				2名
公募者	7名	委員				50名
		計				53名
<b>【専門部会】</b>						
区分	総務部会	市民生活環境部会	保健医療福祉部会	教育文化スポーツ部会	産業経済部会	都市基盤整備部会
構成人数	※	10名	10名	10名	11名	10名
うち部会長	審議会会長	1名	1名	1名	1名	1名
うち副部会長	審議会副会長	2名	2名	2名	2名	2名
※ 審議会の会長、副会長及び総務部会を除く各専門部会の部会長、副部会長は総務部会にも属するものとする。						
<b>【事務局】</b> 「名寄市総合計画策定審議会条例施行規則」第4条各項、第5条各項及び第7条の規定に基づき、策定審議会事務局の組織及び庶務を次のとおりとする。						
事務局長	副市長(名寄庁舎担当)					
審議会庶務	総務部企画課					
部会名	総務部会	市民生活環境部会	保健医療福祉部会	教育文化スポーツ部会	産業経済部会	都市基盤整備部会
主幹	総務部長	市民部長	健康福祉部長	教育部長	経済部長	建設水道部長
副主幹		消防署長	市立総合病院事務部長 健康福祉部次長 こども・高齢者支援室長	市立大学事務局長 教育部次長	営業戦略室長 農業委員会事務局長	上下水道室長
構成部局	総務部	市民部 消防署	健康福祉部 市立総合病院事務部	教育部 市立大学事務局	経済部 農業委員会事務局	建設水道部
部会庶務	総務課長	市民課長	社会福祉課長	学校教育課長	農務課長	都市整備課長

## 名寄市総合計画策定審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

No	氏名	団体名等	役職
1	姉崎久志	北海点字図書館名寄事務所	情報支援部長
2	石王和行	病院運営委員会	副委員長
3	石垣久子	風連商工会	理事
4	石川貴彦	名寄市立大学保健福祉学部教養教育部	准教授
5	泉谷真由美	公募	
6	伊東亜希子	公募	
7	稲場英紀	病院運営委員会	委員長
8	今井利憲	北星信用金庫	上席調査役
9	梅野新	土地家屋調査士	
10	扇谷茂幸	名寄商工会議所	専務理事
11	大沼広明	名寄青年会議所	理事長
12	大野洋子	名寄市上下水道事業経営審議会	委員
13	大平和典	名寄市防火管理協会	部会長
14	荻野大助	名寄市立大学保健福祉学部教養教育部	准教授
15	奥山省一	名寄市総合計画策定審議会	前委員
16	長内和明	上川北部地域人材開発センター	専務理事
17	忍正人	名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科	准教授
18	尾針真智子	名寄訪問看護ステーション	所長
19	上口里美	道北なよろ農業協同組合女性部	女性部長
20	工藤慶太	名寄市立大学保健福祉学部栄養学科	准教授
21	熊谷守	名寄市スポーツ推進審議会	会長
22	佐久間秀智	上川北部聴覚障害者協会名寄支部	支部長
23	猿谷繁明	名寄市町内会連合会	副会長
24	清水功裕	道北なよろ農業協同組合青年部	青年部長
25	清水亮	公募	
26	清水池義治	名寄市立大学保健福祉学部教養教育部	准教授
27	白井慶子	名寄市子ども・子育て会議	委員
28	白木薫	名寄市上下水道事業経営審議会	委員
29	高木信行	名寄市町内会連合会	副会長
30	高儀日出男	公募	
31	田中英彰	上川北部森林組合	参事
32	寺尾導子	公募	
33	土肥哲哉	名寄市校長会	事務局長
34	中尾公一	教育委員	
35	中尾朋子	名寄市保健推進委員協議会	監事
36	中館孝彰	名寄市利雪親雪推進市民委員会	委員
37	中村幸尚	名寄市民生委員児童委員連絡協議会	民生委員
38	西村陽子	名寄市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員
39	野間井照之	なよろ観光まちづくり協会	専務理事
40	長谷川良雄	人権擁護委員	
41	濱谷則之	名寄市青少年問題協議会	委員
42	早川正一	名寄市社会教育委員の会	委員
43	東真佐恵	市立大学後援会	会員
44	東野秀樹	道北なよろ農業協同組合	専務理事
45	深井康邦	名寄調剤薬局	薬局長
46	松前衛	名寄市財産管理委員会	委員
47	三澤久美子	公募	
48	三谷正治	名寄市社会福祉協議会	事務局長
49	宮崎敬市	風連まちづくり観光	事務局長
50	宮澤好輝	名寄市社会教育委員の会	副委員長
51	室資祁子	名寄市公民館運営審議会	委員
52	山上瞳	名寄消費者協会	副会長
53	若槻五郎	公募	

## 名寄市総合計画庁内策定委員会の組織概要

- 1 目的 総合計画の策定するために、具体的な立案作業等を行う。
- 2 組織機構 庁内策定委員会の組織機構は、次のとおり。

### 【庁内策定委員会】

会 長	市長					
委 員	副市長(名寄庁舎担当)	副市長(風連庁舎担当)	教育長			
	総務部長	市民部長	健康福祉部長	経済部長	建設水道部長	教育部長
	議会事務局長	監査委員事務局長	市立大学事務局長	市立総合病院事務部長	消防長	健康福祉部次長
	こども・高齢者支援室長	営業戦略室長	上下水道室長	教育部次長	会計室長	農業委員会事務局長
	消防署長					
委員会庶務	総務部企画課					

### 【専門部会】

区分	総務部会	市民生活環境部会	保健医療福祉部会	教育文化スポーツ部会	産業経済部会	都市基盤整備部会
部会長	総務部長	市民部長	健康福祉部長	教育部長	経済部長	建設水道部長
構成部局	総務部	市民部 消防署	健康福祉部 市立総合病院事務部	教育委員会教育部 市立大学事務局	経済部 農業委員会事務局	建設水道部
構成職員	構成部局等職員	構成部局等職員	構成部局等職員	構成部局等職員	構成部局等職員	構成部局等職員
部会庶務担当	総務課長	市民課長	社会福祉課長	学校教育課長	農務課長	都市整備課長

## 第2次総合計画 策定スケジュール(想定)

年度	月	庁内策定委員会等	策定審議会	市議会等
27	12	○第2回庁内策定委員会(11日) ( ・庁内策定委員会の部会設置について ・今後の検討の進め方について ・策定審議会委員について )	○第1回審議会(18日) ( ・委員委嘱 ・役員選出 ・諮問 ・専門部会の設置・委員の指名 ・検討体制及び検討スケジュール ・第2次総合計画の策定に向けた基本的考え方について ) ○第1回各部会(18日) ( ・役員選出 ・今後の検討スケジュール )	●市民ワークショップ(11月～12月) ●タウンミーティング(名寄地区・22日)
	1		○第2回審議会(下旬) (第2次総合計画策定方針について) ○第2回各部会(下旬) ( ・各施策ごとの現状等説明 ・主要施策の検討 )	
	2	○第3回庁内策定委員会(中旬) ( ・第2次総合計画策定方針について ・将来像、基本理念、基本目標について )	○第3回各部会(中旬) ( ・主要施策の検討 ・【総務部会】基本構想について )	●タウンミーティング[風連地区] (中旬)
	3	○第4回庁内策定委員会(中旬) (基本構想について)	○第3回審議会(中旬) (基本構想について) ○第4回各部会(中旬) (主要施策の検討)	○市議会へ報告(中旬) ・中間報告「基本構想について」
28	4		○第5回各部会(中旬) (主要施策の検討)	
	5	○第5回庁内策定委員会(中旬) (重点プロジェクトについて)	○第6回総務部会(中旬) ( ・重点プロジェクトについて ・答申案まとめ )	
	6		○第7回総務部会(中旬) ( ・重点プロジェクトについて ・答申案まとめ )	
	7	○第6回庁内策定委員会(中旬) (第2次総合計画(素案)について)	○第4回審議会(月上旬) (答申案について) ○総合計画策定審議会から答申 (中旬)	○市議会へ報告(下旬) ・第2次総合計画(素案) 報告
	8			●パブリックコメント(30日間) 
	9	○第7回庁内策定委員会(下旬) (第2次総合計画(案)について)		○市議会へ報告(下旬) ・第2次総合計画(案)の概要 報告
	10			○市議会へ議案提案 ・第2次総合計画(案)提案
	11	○第8回庁内策定委員会 (第2次総合計画について)		○市議会における審議・議決
	3	○第2次総合計画策定		

## 第 2 次総合計画の策定に向けた基本的考え方

平成 27 年 11 月

名 寄 市

第 2 次総合計画の策定に向けた本市の基本的な考え方は、次のとおりであり、今後、総合計画策定審議会での議論も踏まえ、「第 2 次総合計画策定方針」として、決定する。

記

### 1 計画策定の趣旨

本市は、旧風連町・旧名寄市の合併後最初の総合計画として平成 19 年 3 月に「新名寄市総合計画（第 1 次）」を策定し、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで作る 心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指して、まちづくりを進めてきているが、計画期間が平成 28 年度をもって終了する。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定を義務付けているところである。

一方で、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の一層の進展、経済の停滞、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する市民意識の高揚、地方分権や地方創生の推進など大きく変化してきている。

このような中、こうした変化に的確に対応していくため、本市が目指すべき、新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針として第 2 次総合計画を策定する。

### 2 計画策定の基本的考え方

#### (1) 今後のまちづくりに当たっての課題の整理

政策分野ごとに現状分析を行うとともに、今後、対応を求められる事項を含めて、今後の課題を明確にしたうえで、計画策定を進める。

#### (2) まちづくりの基本理念等の設定

上記の課題に加えて市民や市の若手職員からの意見も踏まえて、まちづくりを進める上での「基本理念」本市が目指すべき「将来像」計画推進に当たっての「基本目標」を定める。

#### (3) 計画策定に当たっての基本姿勢

次の基本姿勢により、計画の策定を進める。

##### ① 市民参加の促進

計画策定段階から積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と市が一体となって計画づくりを進める。

## ② 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・高齢化の進展や地域経済の低迷、近年多発している自然災害、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、地方分権や地方創生の推進など、社会経済情勢の変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指す。

## ③ 地域資源の活用

本市が有する自然環境や、市立大学、市立総合病院をはじめ有形無形の地域資源を活かした計画を目指す。

## ④ わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指す。

人口減少の進展などにより、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げることにより、実効性のある計画を目指す。

## 3 計画の概要

### (1) 名称

第2次総合計画の名称を「名寄市総合計画（第2次）」とする。

### (2) 構成

総合計画は、社会経済の動向を展望しながら、将来に向けて本市が目指すまちの姿を示すものであるが、一方で、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが求められるものである。

今後も、総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、第2次総合計画については、長期的な視点から本市が目指す都市像や目標等を明らかにする「基本構想」、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定める「基本計画」、基本計画の施策を具現化するための事務事業を定め短期間で必要な見直しを行う「実施計画」の三層で構成する。

#### 【基本構想】

- ・ 本市が目指す都市像や目標等を設定

#### 【基本計画】

- ・ 基本構想で示した目標ごとの具体的施策を設定
- ・ 従来の総合計画を踏襲する「分野別計画」に加え、新たに、人口減少や少子高齢化等へ対応するため、施策の選択と重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組むべき施策を設定

#### 【実施計画】

- ・ 施策を具現化するための必要な事務事業を設定

【基本構想】  
都市像・目標

【基本計画】  
・ 分野別計画  
・ 重点的施策

【実施計画】  
・ 施策具現化のための  
事務事業

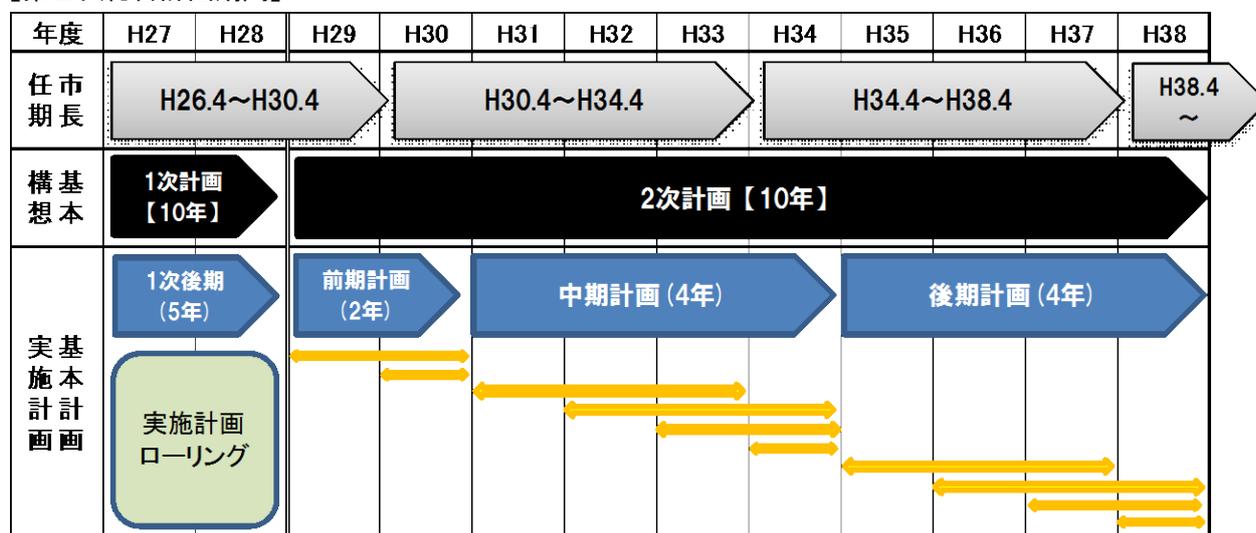
### (3) 計画期間

基本構想は、長期的な視点から本市の都市像や目標等を明らかにするとともに、基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、長期とすることが適当と考えており、10年程度を基本とする。

基本計画及び実施計画については、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要があり、また、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示す必要がある。行政課題への的確な対処と市長公約をより明確に政策展開していくため、基本計画及び実施計画の期間を第1次総合計画より短縮し、市長任期と連動させることとし4年間を基本とする。

第2次総合計画においては、市長任期と連動させるため、前期基本計画を2年間（平成29年～30年）、中期及び後期基本計画を4年間（中期：平成31年～34年、後期：平成35年～38年）とし、全体の計画期間を10年間（平成29年～38年）とする。

#### 【第2次総合計画期間】



### (4) 計画の推進管理

施策及び事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進捗管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応や行政評価の結果等を踏まえて行う総合計画実施計画ローリングにより、第2次総合計画の着実な推進を図る。

また、実施計画ローリングについては、毎年度、3カ年分または基本計画期間中の事務事業について実施する。

### (5) 総合戦略との関係

第2次総合計画は市政運営における最上位計画であり、市政全般にわたる総合的な振興・発展を目的とするものである一方「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口減少克服を主眼とし、特に取り組むべき施策を示すものであることから、総合戦略は第2次総合計画に包含されるものであり、総合戦略に位置付ける施策については、第2次総合計画においても、重点的に取り組むべき施策とする。

## 4 策定方法

### (1) 市民意見の反映

#### ① 総合計画策定審議会

「名寄市総合計画策定審議会条例」に基づき、学識経験者・市内関係団体の代表者・公募委員により構成され、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申

#### ② 関係団体との意見交換会

各団体における課題・意見を把握するため、意見交換を実施

#### ③ 市民アンケート

市民意識を把握するため、アンケート調査を実施

#### ④ 市民ワークショップ

市民同士が市政に関して対話する機会を設けるため、ワークショップを開催

#### ⑤ タウンミーティング

広く市民の意向を把握するため、市民との意見交換を実施

#### ⑥ パブリック・コメント

基本構想等に対する市民意見の募集

### (2) 関係市町村との役割分担・連携

士別市及び定住自立圏構成町村から、中心市である本市に望む機能等について意見照会

### (3) 全庁的な検討

#### ① 総合計画庁内策定委員会

全庁的な体制により、総合計画案を作成

会長：市長 会員：副市長、教育長、各部局長

#### ② 若手職員によるワーキングチーム

本市の若手職員で構成し、総合計画の「基本理念」、「将来像」、「基本目標」等の案を検討し、総合計画庁内策定委員会へ提出

### (4) 市議会における審議

基本構想案及び基本計画案を議案として提出し、議会の審議及び議決を経て決定

## 5 策定スケジュール（予定）

平成27年 5月～11月	○ 関係団体との意見交換
10月～11月	○ 市民アンケートの実施
12月	○ 総合計画策定審議会への諮問 ○ タウンミーティング等の実施
平成28年 2月	○ 第2次総合計画策定方針の決定
3月	○ 市議会への中間報告（基本理念、将来像等）
7月	○ 総合計画策定審議会から答申
8月	○ 総合計画（素案）の作成 ○ パブリック・コメントの実施

- 上記の過程を経て、市議会へ総合計画（案）を提案

## 第 2 次総合計画の策定に向けた市民意見の聴取の状況

### ■関係団体等との意見懇談会[8分野等 9回 91名参加]

平成27年 5月19日	移住分野（名寄市移住促進協議会）（12名参加）
平成27年 5月22日	文化・スポーツ・合宿分野（10名参加）
平成27年 6月 1日	商工・建設分野（12名参加）
平成27年 6月17日	移住分野（名寄市移住促進協議会）（8名参加）
平成27年 6月18日	市立大学生（18名参加）
平成27年 6月19日	農業・林業分野（10名参加）
平成27年 7月13日	子育て世代（子育て支援センター）（7名参加）
平成27年 8月11日	報道機関（新聞社3社、FMなよろ）（4名参加）
平成27年11月11日	福祉・教育分野（10名参加）

### ■市民アンケート

平成 27 年 10 月 30 日～11 月 27 日 配布 14,000 戸 回収 584 戸（回収率 4.2%）

### ■まちづくり懇談会[10区域 176名参加]

平成27年10月 6日	名寄小学校区域（14名参加）
平成27年10月13日	東小学校・中名寄小学校区域（12名参加）
平成27年10月26日	東風連・風連旭区域（21名参加）
平成27年10月27日	風連日進・風連旭区域（31名参加）
平成27年10月30日	風連中央小学校区域（20名参加）
平成27年11月 4日	南小学校区域（21名参加）
平成27年11月 9日	西小学校区域（9名参加）
平成27年11月11日	智恵文区域（16名参加）
平成27年11月12日	豊西小学校区域（11名参加）
平成27年11月13日	下多寄小学校区域（21名参加）

### ■市民ワークショップ

平成 27 年 11 月 30 日、12 月 14 日 66 名参加（延べ 106 名参加）  
テーマ：地域コミュニティと市政への市民参加について

### ■地方創生タウンミーティング

平成 27 年 12 月 22 日 18:00～20:30 名寄市民文化センター 多目的ホール

#### 第 1 部 まちづくり講演会

- ① 基調講演：ロス・フィンドレー 氏（株NAC代表取締役）
- ② 基調講演：中山哲郎 氏（株JTBスポーツビジネス推進室 2020 東京リ・パワ推進担当部長）
- ③ 市長講演

#### 第 2 部 パネルディスカッション

#### 第 3 部 意見交換会

## 第2次名寄市総合計画策定に係る定住自立圏構成市町村アンケート調査結果

設問	Q1、定住自立圏域における連携・協力について(さらに広域的な連携に力を入れるべき分野)					
士別市	1	本圏域における自治体の経済・産業の中心は農林水産業(1次産業)であり、地域経済の維持・向上を実現することが、今後の人口増減に大きな影響があるため。	2	本圏域における医療機関の中心として名寄市立総合病院・士別市立病院があり、今後も第2次救急医療体制の維持・確保等、圏域の安心を守っていく必要があるため。	3	現状でも連携はしているものの、次代を担う子育て支援をしっかり行うことで、圏域における人口の流出を抑えることができるため。
和寒町	2	保健福祉に携わる専門職(保健師、保育士など)について、名寄市立大学卒業生を多く採用しており、引き続き圏域の人材育成にご尽力をお願いしたい。	4	地方創生に向けて「人、もの、情報」の対流を活発にするためには、圏域内市町村が連携した情報発信による認知度向上を図っていくことがさらに重要となってくるため。	7	地域住民の日常生活に欠くことのできない重要な交通手段として、市町村をつなぐバス路線やJR宗谷本線の維持など、公共交通を確保していく取り組みの重要性が増してきているため。
剣淵町	回答無し					
下川町	2	地域住民の安心と安全の確保のため、名寄市立総合病院の果たす役割は大きく、財政負担や責任分担なども含め、今後も連携強化を図るべきと考える。	4	道北地方は、観光の不毛地帯と呼ばれて久しいことから、国の地方創生の波に乗り、地域連携による事業展開を加速すべきと考える。	6	地球温暖化などによる気候変動が各地を襲う昨今、危機回避のための連携強化が必要と考える。
美深町	2	北・北海道の基幹病院として重要な位置付けであり、当町においても救急医療および高度急性期・急性期の医療を中心に重要な役割を占めており広域的な連携に更に力を入れていくべきものと考えております。また、緊急医療体制の充実のほか、機能回復訓練や介護予防事業の広域連携も重要視するべき課題と考えられる。		—		—
音威子府村	2	第2次救急医療の維持・確保について、一層の連携と強化を進める必要がある。	3	今後においても介護認定審査及び障害区分認定審査を名寄が事務局として、審査会の運営を行い、圏域内における公平な認定事務の効率化を図る必要がある。	7	JR北海道は新幹線の乗入を条件に各地方の路線廃止を進めており、特に名寄以北稚内市までの区間の路線廃止がないよう広域的な連携を強める必要がある。
中川町	2	少子高齢化が著しい小規模自治体であり、乳幼児及び高齢者を中心とする医療体制の充実のために、2次医療機関である名寄市立総合病院等との間で今後も連携を強化していく必要があると考える。		—		—
幌加内町	7	JRバス、深名線へ与える影響も考慮しながら、圏域全体の住民が通院や買い物等複合的に利用できる交通システムを構築するとともに、名寄市立病院への通院手段を確保する。		—		—
西興部村	4	観光分野における広域的な取り組みにより交流人口の拡大や地域活性化を図れないか検討したい。		—		—
枝幸町	2	圏域住民が安心して生活するため、緊急医療の維持・確保や圏域医療体制の充実が不可欠であり、構成する自治体の連携と協力を強化していきたい。		—		—
浜頓別町	2	道北医療の基幹である名寄市立病院との連携をより密にし、浜頓別町等の自治体には無い産婦人科や高度医療等の診療にあたり、小規模自治体を含む道北地域に安心して住めるよう、さらなる体制作りが必要と考えている。	4	単独市町村のみで観光地の魅力を発信するだけではなく、道北地域全体の魅力を全国に発信する他、道北地域一体となった観光ルートの設定や観光客の受け入れ態勢の整備が必要と考えている。	7	旧国鉄天北線廃止後、JR音威子府駅までバスによる代替運行が行われてきましたが、利用客の減少が進んでおり、沿線市町村と共に現在バス運行のあり方を抜本的に見直しています。(別添資料)②・④にも共通しますが、当町のみならずバス路線沿線住民の名寄市立病院への通院や観光ルート作成等に当たり、道北地域一体での公共交通のあり方を検討することも必要と考えている。
中頓別町	2	町内の病院で対処が難しい事態が発生した場合、名寄市」の病院へ搬送する必要があることから、第2次救急医療の維持・確保のため、これまでと同様連携協力体制を強めていく必要がある。		—		—

	1	2	3	4	5	6	7
士別市	○	○	○				
和寒町		○		○			○
剣淵町							
下川町		○		○		○	
美深町		○					
音威子府村		○	○				○
中川町		○		○			
幌加内町							○
西興部村				○			
枝幸町		○					
浜頓別町		○		○			○
中頓別町		○					

※表中の番号は下記表の番号とリンク

1	経済・産業	6	防災・危機管理
2	保健・医療	7	公共交通
3	福祉・子育て	8	教育
4	観光	9	文化・スポーツ
5	都市基盤	10	その他

## Q 2 名寄市との連携・協力について（下川町）

**事業名** 地域連携によるインバウンド（訪日外国人旅行）観光加速化事業

**事業内容** 地域観光を取り巻く環境は大きく変化しており、情報の流れやサービスの質的な変化をはじめ、団体旅行から個人旅行への移行も急速に進む中、近年は多様で個別化したニーズを抱えた個人客が増え、イベント中心の旧来の受け入れ体制では、それらニーズに対応しきれなくなっている。地域が自ら商品（サービス）を開発し、観光客を集客して、もてなす「着地型」の取り組みが求められています。

一方で、日本の人口が減少し、マーケットの縮小により、観光業界も曲がり角をむかえる中であって、他方、アジア諸国の人々にとっては、日本の文化や都市、観光地、そして自然は憧れであり、一度は訪れてみたいと言われております。

北海道内の各地でも受け入れの体制が進む中、北海道の北部の自治体においても名寄市を中心として関係を図り、「特徴・宝もの・文化」を活かした地域体験プログラムなど独自のメニュー・ツールをパッケージ化し、「仕組み」と「体制」の確立と、マーケティング、誘致活動を展開させる必要があります。

そこで「地域連携によるインバウンド（訪日外国人旅行）観光加速化事業」として、

- ①各市町村で検討している地方版総合戦略に盛り込む（財源確保）
- ②道北版 DMO（Destination Marketing/Management Organization）形成  
「仕組み」と「体制」の構築（主体関係、メニュー等開発、KPI 設定等）
- ③マーケティング、受け入実証
- ④事業化への展開

**事業期間** 平成 28 年度～平成 30 年度の 3 か年